

## ピアカウンセリング事業委託 企画提案書等作成要領

### 1. 件名

ピアカウンセリング事業委託

### 2. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3. 事業概要

自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー）が、精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、及び必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図る。

### 4. 事業内容

ピアカウンセラーを中心とした以下のピアカウンセリング事業を実施する。

- (1) ピアカウンセラーにより助言、情報提供等を行う相談事業
- (2) 交流の場やいこいの場を提供する事業
- (3) ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業
- (4) その他、目的に沿った事業

### 5. 提案上限額

3,888,000円（消費税及び地方消費税を除く）

|             |            |
|-------------|------------|
| 1年目（令和8年度）  | 1,296,000円 |
| 2年目（令和9年度）  | 1,296,000円 |
| 3年目（令和10年度） | 1,296,000円 |

### 6. 参加資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において業種を「99その他」（種目はいざれでも可）で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します）。
- (4) 3年以内に類似（ピアサポート及びピアカウンセリングに関する事業）の業務実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていないこと。

い者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

（6）この業務内容について確実に履行することができること。

## 7. 実施スケジュール及び提出書類

### （1）実施スケジュール

| 日 程                            | 内 容                    |
|--------------------------------|------------------------|
| 令和 8 年 1 月 9 日（金）              | 公募開始<br>(参加意向申出書の配布開始) |
| 令和 8 年 1 月 19 日（月）<br>午後 5 時まで | 参加意向申出書の受付             |
| 令和 8 年 1 月 20 日（火）             | 参加資格確認審査結果の通知          |
| 令和 8 年 1 月 21 日（水）<br>午後 5 時まで | 質問書の受付                 |
| 令和 8 年 1 月 23 日（金）             | 質問書への回答                |
| 令和 8 年 1 月 30 日（金）<br>午後 5 時まで | 提案書、要件確認書、見積書の提出       |
| 令和 8 年 2 月 6 日（金）              | プレゼンテーション、選定審査委員会      |
| 令和 8 年 3 月                     | 選定結果通知                 |

### （2）提出書類

| 提出時期            | No. | 提出書類名                             | 部数                  |
|-----------------|-----|-----------------------------------|---------------------|
| ①参加意向申出書<br>提出時 | 1   | 参加意向申出書（様式 1）                     | 1 部                 |
|                 | 2   | 実績表（兼資格要件確認書）（様式 2）               | 1 部                 |
|                 | 3   | 契約等の実績を証する書類（契約書の写し、補助事業の交付決定通知等） | 1 部                 |
|                 | 4   | コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式 3）       | 1 部                 |
|                 | 5   | 誓約書（様式 4）                         | 1 部                 |
| ②質問書提出時         | 6   | 質問書（様式 5）                         | 1 部                 |
| ③提案書提出時         | 7   | 提案書（様式 6）                         | 10 部（正本 1 部、副本 9 部） |
|                 | 8   | 見積書（様式自由、添付書類）                    | 1 部                 |
|                 | 9   | 法人概要（パンフレット等）                     | 各 9 部               |

|  |    |                          |    |
|--|----|--------------------------|----|
|  | 10 | 定款等応募する団体又は企業の事業内容が分かるもの | 9部 |
|  | 11 | 直近の決算書                   | 1部 |

## 8. 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書等を提出し、提案参加資格の有無について本市にて確認審査を実施する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。（「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）。

また、期限までに提出しない事業者及び提案参加資格がないと認められた事業者は、提案に参加することができない。

### （1）参加意向申出書等の受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月19日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで \*土日・祝日を除く

### （2）提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

電話：044-200-3608

### （3）提出書類

7.（2）No. 1～5のとおり

### （4）提出方法

郵送又は持参（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

\*郵送の場合は受付期間内に必着

\*持参の場合は、事前に電話連絡をすること

### （5）提案参加資格確認審査

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての事業者に対し、文書にて、令和8年1月20日（火）までに通知する。

## 9. 質問書の提出

### （1）質問受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月21日（水）午後5時まで

### （2）質問受付方法

質問書（様式5）に質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。  
様式については、本市ホームページからダウンロードすること。  
電子メール 40seisin@city.kawasaki.jp

### （3）回答方法

令和8年1月23日（金）までにすべての提案参加資格を有する事業者に対し、電子メールにて送付する。なお、再質問は受け付けないものとする。

## 10. 提案書等の作成

### （1）提案書の作成

次表①～⑨の項目について記載すること（記載順については、必ずしも表の並びに倣う必要はない）。

なお、企画提案書に記載した内容は、すべて実現を約束したものとみなす。

|          |                           |   |
|----------|---------------------------|---|
| 事業に関する提案 | ①<br>ピアカウンセラーによる相談事業      | 精神障害者の自立と社会参加を促進し、活動の場を拡充するための具体的な手法（ピアによる相談・助言・情報提供の具体的手法）を記載すること。<br>相談事業の運営方法（ピアミーティングの頻度※・内容）を記載すること。<br>※仕様では「月1回以上」 |
|          | ②<br>交流の場やいこいの場を提供する事業    | 精神障害者の自立と社会参加を促進し、活動の場を拡充するための具体的な手法（スポーツ・文化等交流イベントの企画・実施方法、場の提供方法）を記載すること。<br>※仕様では「年1回以上」                               |
|          | ③<br>ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業 | ピアカウンセリングに関する普及啓発活動（ピアサポート連絡会※、普及啓発物の作成）について、どのような事業を実施するのか具体的な提案を記載すること。<br>※仕様では「年3回以上」                                 |
|          | ④<br>その他、目的に沿った事業         | 地域連携のためのネットワークを構築する仕組み・方法について、具体的な提案を記載すること。<br>(例：精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業、ピアサポート養成研修、市内のピアサポートに関する事業による連携等)               |
| その他の提案   | ⑤<br>ピアに関する知見、実績、セー       | 提案者のピアサポート及びピアカウンセリングに関する知見、実績、セールスポイント等を示すこと。また、それらのノウハウや特徴を本委託業務にどのように活かしていくかの  |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
|   | ルスピオン     | 提案を記載すること。   |
| ⑥ | 今後の発展アイデア | 本市のピアサポート事業を将来的に発展させるための具体的なアイデアや取組方針について記載すること。   |
| ⑦ | 業務実施体制    | 本委託業務の実施体制（職種・人数・役割）について記載すること。人材育成（研修・スーパービジョン※）計画を記載すること。<br>※ピアカウンセラー、相談員などの専門職が、業務を行う際、より経験豊富な専門家や指導者から助言・指導を受ける仕組み。定期的な面談やケース検討会など。 |
| ⑧ | 収支計画      | 本業務の実施に係る経費について、積算内訳も含めて記載すること。  |
| ⑨ | コンプライアンス  | 守秘義務や個人情報の取扱い、その他のコンプライアンスに関わる事項について、提案書（様式6）の区分にそって具体的に記載すること。  |

#### （2）提案書作成における注意事項等

- ア 提案書には表紙をつけ、表題、法人名、提出年月日を記載すること。
- イ 提案書は、「表紙」、「様式6」、「内容を補完する資料（ある場合のみ）」の順に綴り、原則A4片面、左綴じで製本すること。ただし、見易さ等に配慮してA3版（綴じる際はA4版の大きさに折り込む。）の使用も可能とする。
- ウ 文章を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとする。
- オ 提案書（様式6）のページ数は概ね10ページ以内とする。
- カ 本文の各ページに、ページ番号を表示すること。
- キ 提案書（正本）表紙及び見積書には、実印（代表者印）を押印すること。
- ク 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

#### （3）見積書の作成

当業務委託の3年間の総額を記載すること。

令和8年度、令和9年度、令和10年度それぞれ作成すること。

金額は消費税及び地方消費税を除いて算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、3年総額3,888,000円とする。（消費税及び地方消費税を除く）

#### （4）その他注意事項等

- ア 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- イ 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を令和8年1月30日（金）午後5時までに提出すること。様式は任意とする。
- ウ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加事業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加事業者に帰属する。

## 1 1. 提案書等の提出日時及び場所等

### （1）提出日時

令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで \*土日を除く。

### （2）提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

### （3）提出書類

7. (2) No. 7～11のとおり

### （4）提出方法

郵送又は持参（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）  
\*郵送の場合は受付期間内に必着  
\*持参の場合は、事前に電話連絡をすること

### （5）注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

## 1 2. プレゼンテーションの実施

提案参加事業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

### （1）開催日時及び開催場所

令和8年2月6日（金）午後にプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、提案参加事業者へ令和8年2月初旬にメールにて通知する。

### （2）プレゼンテーション内容

事前に提出した提案書等に基づき、原則として統括責任者その他本業務を担当する者がプ

プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

プレゼンテーションに出席する者は1法人につき最大3名までとする。

プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内とし、説明の際プロジェクターの使用は不可とする。

### 1 3. 選定審査委員会の開催

#### (1) 審査及び決定

委託事業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

選定審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が最も高く、かつ総合評価点数が満点の60%を超えた者を本業務の受託事業者として決定する。

#### (2) 総合評価点数が同点の場合

総合評価点数が同点となった場合は、評価委員の審議により決定する。それでもなお決しない場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とする。得点数は、評価委員5人の合計点で決定する。

#### (3) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

### 1 4. 契約の手続き等

#### (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

#### (2) 契約書作成の要否

要する。

#### (3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

### 1 5. その他

#### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 本契約の効果発生には、川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決（令和8

年3月頃)を要する。

(3) その他問合せ窓口は、上記8. (2) に同じ。